

# 石川県防災会議

日時：令和元年5月23日(木)10:00～

場所：石川県行政庁舎 1105 会議室

## 〈 次 第 〉

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の見直しについて
- (2) 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の見直しについて
- (3) 令和元年度石川県水防計画の策定について

### 4 報 告

- (1) 石川県災害時受援計画の策定について
- (2) 石川県避難計画要綱の修正について
- (3) その他

### 5 閉 会

#### 配付資料

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 資料 1  | 集中豪雨に備えた災害予防対策について              |
| 資料 2  | 平成30年の大雪を踏まえた道路交通確保における対応について   |
| 資料 3  | 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要    |
| 資料 4  | 石川県地域防災計画（一般災害対策編等）修正（案）〔新旧対照表〕 |
| 資料 5  | 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案）〔新旧対照表〕 |
| 資料 6  | 令和元年度石川県水防計画の主な内容(案)            |
| 資料 7  | 令和元年度石川県水防計画(案)                 |
| 資料 8  | 石川県災害時受援計画の策定について               |
| 資料 9  | 石川県災害時受援計画の概要                   |
| 資料 10 | 石川県避難計画要綱の修正について                |

## 背景

- 近年、全国各地で集中豪雨が多発しており、河川の越水や、ため池の決壊による被害が頻発
- 本県においても、昨年8月末の能登地域を中心とした豪雨により河川の越水や、ため池の被災が発生

## 河川の治水対策

抜本的な対策である河川改修と並行して  
**即効性のある災害予防対策として堆積土砂の除去を実施**



堆積土砂の除去を、通常の「維持管理」ではなく、  
**「災害予防対策」に位置づけ、補助対象とするよう国に提言**

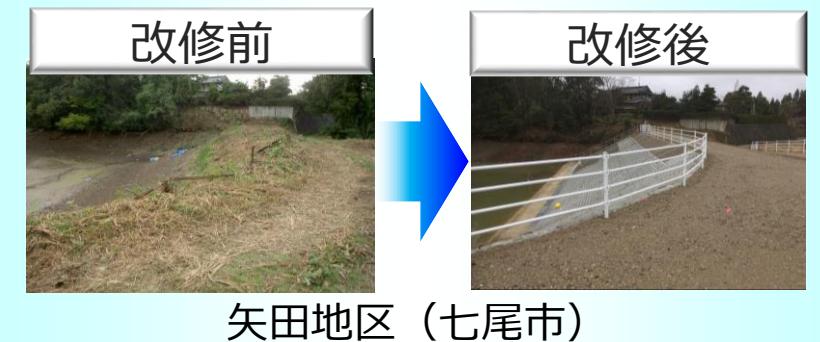
国の3か年緊急対策(2018~2020年)

堆積土砂除去により、洪水氾濫の危険性を解消

→2021年の梅雨時期までに、県内約80河川で堆積土砂を除去

## ため池の対策

西日本豪雨では、  
**多数のため池で被害**  
**農業利用されているもの**  
**堤防の補強等**



利用されなくなったもの



取り壊して、下流の安全を確保  
→ 3か年で154箇所を取り壊し

## 背景

平成30年2月の大雪では、道路管理者間の連携が十分ではなく、また、広域的な車両の流入抑制が行えなかったため、国道8号の石川・福井県境部において、大規模な車両の立ち往生などが発生した。

## 対応

国は、「冬期道路交通確保対策検討委員会」の検討を踏まえ、平成30年6月に「防災基本計画」を修正。

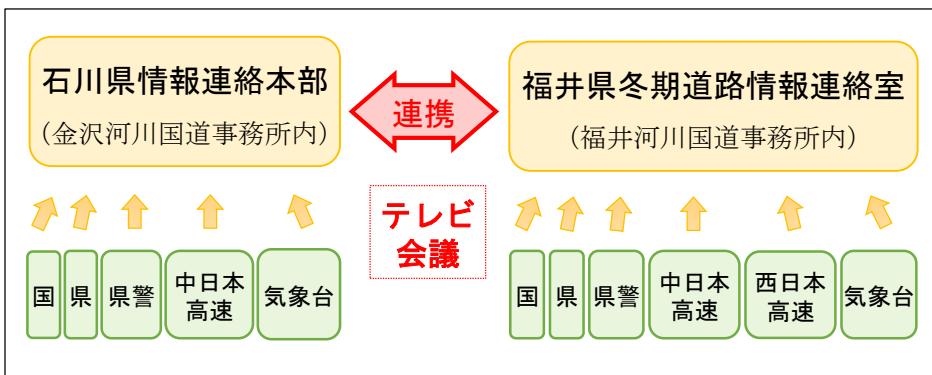
県は、昨年11月に修正した除雪計画の内容を踏まえ、今回、県地域防災計画（雪害対策編）に以下の内容を反映。

- (1) 集中的な大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、関係機関との連携強化及び、雪に強い道路整備
- (2) 大雪を想定した、関係機関等と除雪の連携を図るための合同訓練の実施
- (3) 広域的に通行規制の情報を発信

### (1) 道路ネットワークの確保

- ・ 国道8号と北陸道の同時通行止めを回避

○ 関係機関との連携強化



○ 雪に強い道路整備

- ・ 国道8号石川福井県境部において、別線海側トンネルによる4車線化事業に着手

### (2) 合同訓練

- ・ 国、中日本高速道路(株)、県などによる合同訓練の実施



金沢・福井河川国道事務所: H30. 10. 31

### (3) 情報発信

- ・ 広域迂回の情報提供

情報板による広域迂回情報の提供



## 主な内容

国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、「原子力災害医療体制」の整備、「避難退域時検査」の実施、「緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)」の判断基準の見直しなど 所要の修正を行う。

### 1 原子力災害医療体制の整備

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化。

○「二次被ばく医療機関」に、新たに原子力災害医療派遣チームを設け、名称を「原子力災害拠点病院」に変更。

「初期被ばく医療機関」に、医師会等を加え、名称を「原子力災害医療協力機関」に変更。

変更前【被ばく医療体制】	変更後【原子力災害医療体制】
三次被ばく医療機関 (国指定) [放射線医学総合研究所、広島大] ・重篤な被ばく患者の診療等、長期的治療 ・医療関係者に対する研修	高度被ばく医療支援センター (国指定) [量子科学技術研究開発機構※、広島大、長崎大、弘前大、福島医大] ・重篤な被ばく傷病者の診療等、長期的治療 ・医療関係者に対する研修 原子力災害医療・総合支援センター (国指定) [広島大、長崎大、弘前大、福島医大] ・原子力災害医療派遣チーム整備 ・派遣チームの派遣調整
二次被ばく医療機関 (県指定) [金沢大、県立中央病院、金沢医療センター] ・被ばく患者の専門的医療	原子力災害拠点病院 (県指定) [金沢大、県立中央病院、金沢医療センター] ・被ばく傷病者等の専門的医療 ・原子力災害医療派遣チーム整備 ・県と連携した原子力災害医療関係者に対する研修
初期被ばく医療機関 (県指定) [県内全公的病院(22)] ・被ばく患者の初期診療	原子力災害医療協力機関 (県登録) [県内全公的病院(22)、県医師会、県薬剤師会、県診療放射線技師会] ・被ばく傷病者等の初期診療 ・県等が行う原子力災害対策への協力

※ 基幹高度被ばく医療支援センターとして他の支援センターの教育や支援を実施(放射線医学総合研究所から名称変更)

○県災害対策本部員(健康福祉部長)の下に原子力災害拠点病院や災害医療協力機関等との調整を行う「原子力災害医療調整官」を設置。

### 2 避難退域時検査の実施

避難や一時移転する住民を対象に行うスクリーニングについて、名称を「避難退域時検査」とし、避難等の迅速性を確保するため、検査手順を変更。

○検査手順

変更前：避難所等において全住民に検査を実施

変更後：避難経路上に車両及び住民の検査場所を設置し、段階的な検査を実施

- ・自家用車等を利用し避難等を行う場合、車両を検査
- ↓
- ・車両に汚染が認められた場合のみ、乗員1名(代表者)を検査
- ↓
- ・代表者に汚染が認められた場合のみ、乗員全員を検査

### 3 緊急時活動レベル(EAL)の判断基準の見直し

住民避難等の防護措置をより適切なタイミングで実施できるように緊急時活動レベル(EAL)の判断基準を見直し。

○基準の見直し(例)

警戒事態

<自然災害(地震)>

変更前：本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合

変更後：志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合

<自然災害(津波)>

変更前：本県において、大津波警報が発令された場合

変更後：志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合

## 令和元年度 石川県水防計画の主な内容(案)

## 趣旨

河川改修事業等の促進により、治水安全度が向上した河川の重要水防箇所の見直しを行う。

## 主な見直し内容

1. 水防計画「5.3 重要水防箇所」の見直し〔2,182m減〕

・水防上重要な区間 : 2,182m減（梯川、動橋川、前川等）

重要水防箇所の延長	H30 (m)	R 元 (m)	増減 (m)
水防上重要な区間	194,436	192,254	△2,182
水防上注意を要する区間	3,370	3,370	0
計	197,806	195,624	△2,182

目的

県内で大規模な災害が発生し、県内の体制のみでは十分な応急対応が出来ない場合に、速やかに県外からの広域的な人的・物的支援を要請し、円滑に受け入れるための体制等を定めることにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

→平成28年度の熊本地震において、受援体制の不備等により被災自治体が混乱したことを踏まえ、国は、「受援計画策定に関するガイドライン」を策定し、全国の自治体に、受援計画の策定を強く働きかけ。

熊本地震での課題

対策

受援計画の推進

① 被害状況の把握等に時間を要した

どの程度の人的・物的支援を要するかの判断の前提として、早急に被災状況等の情報収集が必要

災害対策本部
本部長(知事)
副本部長(副知事)
本部員(部局長)

本部連絡員室(事務局)
室長(危機対策課長)
副室長(消防保安課長)
本部連絡員(企画調整室次長等)

人的支援受入れチーム  
物的支援受入れチーム

役割

・**人的支援受入れチーム**  
① 被災市町の災害対策本部に現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し情報収集を実施

② 被災市町の応援ニーズを把握するとともに人的・物的資源の一元的な管理

・**物的支援受入れチーム**  
③ 物流業者や倉庫業者等と連携した広域物資搬送拠点の設営・運営

② 応援が必要な業務内容(医療、避難所運営、水道の復旧等)の精査が十分でなく、職員数・職種や受入救援物資の過不足が発生

・予め想定される受援業務の整理  
・人的・物的資源の過不足を部局横断・一元的に把握できる体制の整備が必要

③ 唯一の「広域物資輸送拠点」が被災により使用不可  
・救援物資が市町の「地域内輸送拠点」に滞留

・「広域物資輸送拠点」の複数確保  
・物流業者や倉庫業者等と連携した物資輸送体制の整備



## 目的

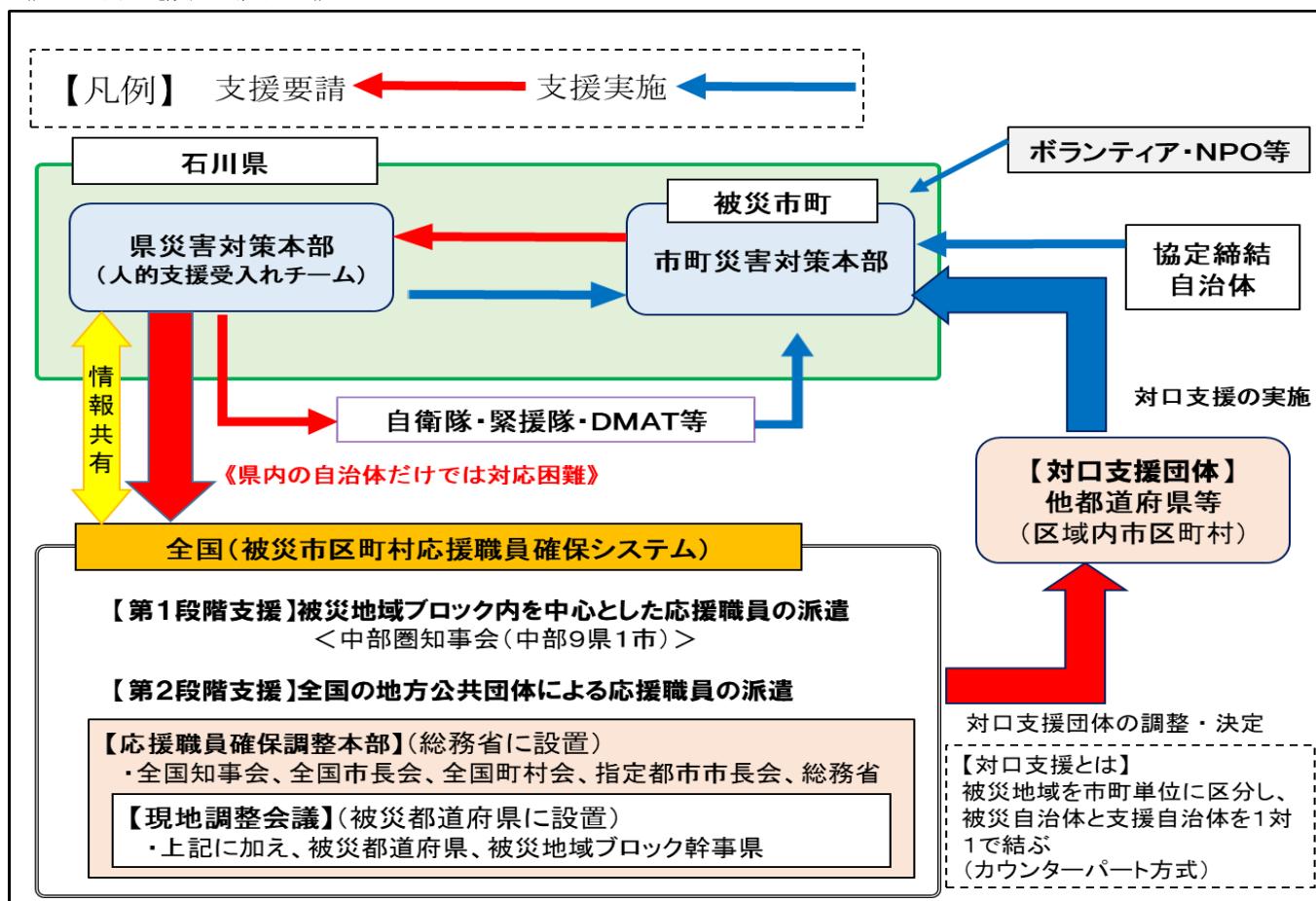
県内において大規模な災害が発生し、県内の体制のみでは十分な応急対応ができない場合に、速やかに県外からの広域的な人的・物的支援を要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定めることにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

## 概要

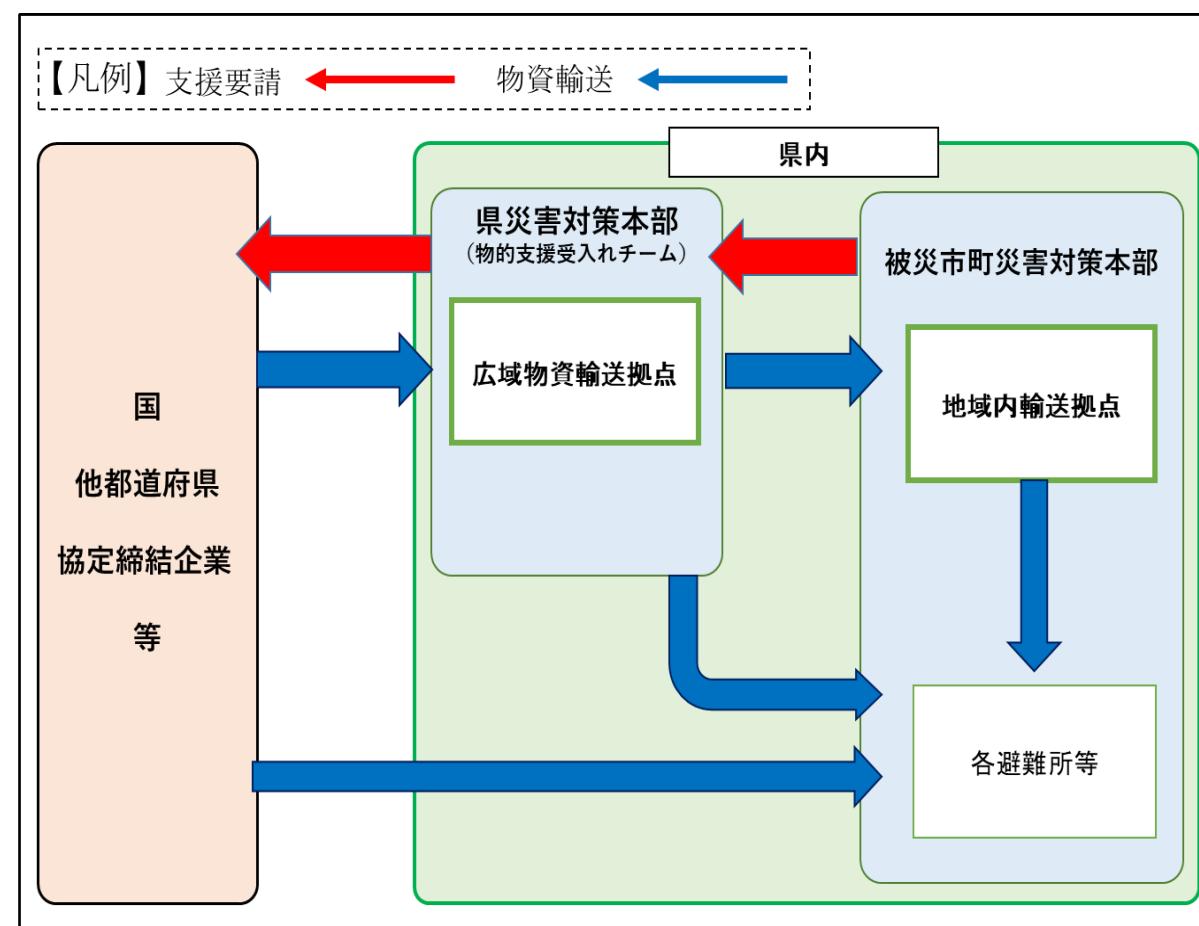
- 県外からの広域的な「人的支援」・「物的支援」の受入れに関するニーズ把握や取りまとめ、総合調整を担う支援受入れチームを関係課により、災害対策本部連絡員室の下に設置
  - 人的支援受入れチーム  
〔役割：国、他都道府県等への応援要請及び受入調整、被災市町への情報連絡員（リエゾン）派遣など〕
  - 物的支援受入れチーム  
〔役割：支援物資の調達・提供・輸送等に係る連絡調整、広域物資輸送拠点の開設・運営など〕
- 国の構築した全国から人的支援が受けられる「被災市区町村応援職員確保システム」を計画に反映（平成30年7月豪雨の際、初めて運用）
- 支援物資を被災市町に配送する「広域物資輸送拠点」については、資機材等が備えられている民間物流施設を含め、10箇所程度選定

## 災害時の支援の流れ

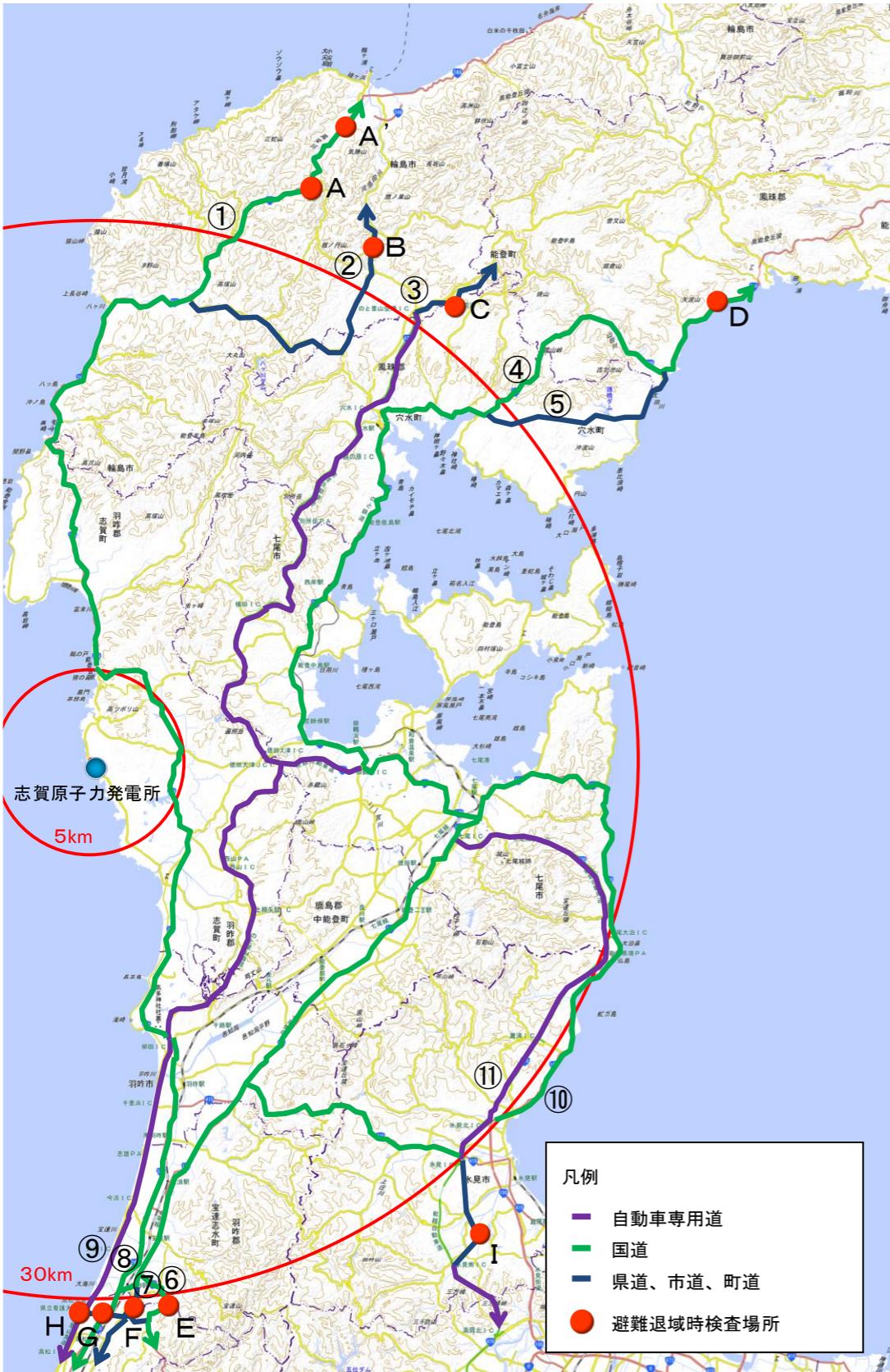
### 《人的支援の流れ》



### 《物的支援の流れ》



## 1 主要な避難経路



## 2 避難退域時検査場所の選定

### (1) 避難退域時検査場所の選定基準 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

- ・原子力災害対策重点区域(概ね30km)の境界周辺から避難所までの場所に設置すること。
- ・住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ・検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ・検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

### (2) 避難退域時検査場所

路線名	車両検査場所	住民検査場所
① 国道249号	A 比丘尼沢ポケットパーク	A' 大屋小学校 体育館
② 主要地方道 七尾輪島線	B 三井地区運動広場	B 三井小学校 体育館
③ 一般県道 柏木穴水線 (珠洲道路)	C のと里山空港 駐車場	C 輪島市空港交流センター
④ 国道249号	D 藤波運動公園 駐車場	D 藤波運動公園 屋内テニスコート
⑤ 町道 東部中央線		
⑥ 国道471号	E 旧押水放牧場	
⑦ 主要地方道 高松津幡線	F 瑞穂大橋詰 駐車場	G 県立看護大学 体育館
⑧ 国道159号	G 県立看護大学 駐車場	
⑨ 主要地方道 金沢田鶴浜線 (のと里山海道)	H 高松サービスエリア	
⑩ 国道160号	I 水見運動公園 駐車場	I 水見運動公園 B&G海洋センター
⑪ 国道470号 (能越自動車道)		